臺灣日日新報 昭和七年九月六日 (火曜日) 第一萬一千六百四十三號 (一)

臺灣日日新報 (第二号) (原號配達) (明治一年一号五月九日第三種郵便物認可)

昭和七年九月六日 (火曜日) 第一萬一千六百四十三號

發行兼印刷人 園野藤吉
發行所 臺北市榮町四丁目二十二番地
電話 (一〇七五番)
支局 基隆支局 (一〇七五番) 新竹支局 (一〇七五番) 臺中支局 (一〇七五番) 臺南支局 (一〇七五番) 高雄支局 (一〇七五番) 花蓮港支局 (一〇七五番) 大阪支局 (一〇七五番) 東京支局 (一〇七五番)
大阪支局 大阪市北區堂島一丁目 (ユタカビルディング内)
東京支局 東京市麹町區有樂町一丁目 (東京日日新聞社内)
九月五日 夕刊定價一部金五錢

臺灣昌新報 (夕刊)

酒 白鹿

九月末か十一月か 政變を豫想さる

政、民、政府三者の意見疎隔 豫算編成難に陷らん

【東京五日發電通】齋藤内閣は曲りなりにも非常時局對策の協時議會を切抜け、從つて冬の通常議會に於ても之を乘切るか、今回の議會に於て大政黨に基礎なき所謂協力内閣が如何に無力なるかを國民の前に暴露すると共に、閣内の不統一を來し、内閣の基礎に大なる動搖を與へ、延いて齋藤首相、高橋藏相何れも健康を害し、殊に藏相は既に兩回議會の壓迫を與へたる如く、以上その他に於ける政友會出身閣僚も共に袂を分つに至らんとする危險を有し、その結果として政局の紛糾を生じ、政府三者間に意見の間隔を來し、豫算編成難に陷り、内閣改造の外なしと見られ、九月末又は十一月政變説あるに至つた所以であるが、政局は益々デリケートな動きを見せ、何時如何なる變化を見せるや知れぬ狀態である

齋藤内閣の危機は目前

各方面の觀測が一致 六十三議會掉尾の波瀾

【東京五日發電通】擧國一致内閣を樹立して來つた齋藤内閣が突如無力である事は第三次臨時議會において曝もよく證據立てられたの觀測は政界各方面にて一致する所である、而してその原因を擧ぐれば政友會が反齋藤内閣の態度に出で自當山政務次官を閣僚として來たものの政友會は依然に現内閣を支持する自由を有しなかつた爲めである、而して臨時議會はどうやら局面を切抜けるも、次に來るべき通常議會は如何なる難關が横はつてゐるものと見るべきであらう、而して高橋藏相はその健康よりも齋藤首相、床次内相、鈴木農相、小泉逓相等閣僚の重要なるものと見られ、閣僚改造の如きは一般國民の期待を裏切るものと言はねばならぬ、從より首相は時局匡救に腐心なるの餘り政友の一部閣僚をも加へて從つた譯であらうが結果に於て大局を忘れ内閣の威信を失墜に至せしは無氣力内閣の汚名を受けるも辭し得ざるところである、今後政府に匡救政策に依り行はるべしと各方面の觀測は一致してゐる

鼎の輕重を問はれ 現内閣の前途に暗影

瓦解の遠因となるか

實行 に當らに優るが政友會は政權獲得に於て誠に急進すべき態度にあり又閣内に於いても高橋藏相、鈴木農相、床次逓相、政民僅差の場合大を擁護され一度口火あらば重大危機を招來すべき狀況に遭遇であると、齋藤首相は眞空不動の態勢で「今度はいゝ(〜)と兵がお世話になりますね、君は政友會にゐるのだから何くれとなく兵に報いて呉ひたい……▲どうですか齋藤へ著いた感想は?家族の方は達者ですか……齋藤が氣が變るから充分協調し注意をなさい……と最後の激勵の言葉をなさいと言ふ樣な調子で、齋藤首相の危機は既に目前に迫つてゐるものと觀測され、之に伴ひ他の政友鈴鹿、藤原農相等の進退も又重大問題となるべく、從つて内閣改造は單なる閣僚の更迭に止まらず、内閣の基礎に大なる動搖を與へ、延いて政局の紛糾を生じ、政友會内部との間に深刻の對立を來すべく、從つて政友會出身閣僚は共に袂を分つに至らんとする危險を有し、その結果として

第六十三臨時議會 波瀾の幕閉ぢらる

けふ貴族院で閉院式擧行

首相に御下賜品

兩院議員も宮中にお召し

【東京五日發電通】議會開會は五日午前十一時半宮中に參內、天皇陛下に謹一、謹會開會の勅語を賜はり、次で貴族院に於て閉院式が擧行された。午前九時半より貴族院正副議長を始め各議員は續々登院、十時五十分頃勅使として侍從武官長奈良武次大將參內、引續いて衆議院に於ても閉院式擧行、十時五十五

殘月 譜 (272)

志乃田廸司作
清水三重三畫

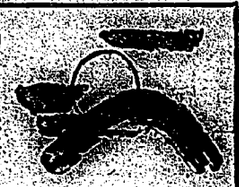

（十五）

刀

「ほら、何かあったのかい？」

と、人が訊ねた。訊ねた人は、もう十つか二十つか書斎の家で一緒に寢る時間を受けて居るのだった。

「よ、へへへ」

淺士が指をとぐめた。

「出ましたんで、へい」

と、作「今夜から殺生をしたら、大納言様に叱られるぞ」

「ほほ、そうだった」

淺石に、武士であるだけに殺人は嫌いだろうであるが、井戸御門夫婦は、そうではないのだ。

「五刷かな？」

「二十人ばかり、みんなお武士らしいにしに」

「大きなことを云うな、半部で六人たつた」

「ふ

漢文臺灣日日新報

議會告終首相及民政領袖談
政府施設望國民應援
匡救時局振興國運

五日東京電。議會既終。齋藤首相談曰。第六十三帝國議會。於玆是終。政府提出追加豫算案及各法律案可決。實所欣慰。政府固不滿足。尚進樹立根本對策。銳意努力。時局匡救案。特供議會確立。將路出實施第一步。以務期早舉匡救之實。然國民之間。既起自力更生運動。不勝欣快。更欲政府諸般施設。與國民意氣相應。相援。濟此難局。

由來我國民。每遇國家危難災厄起。益常忍苦耐煩。安然度過。却以釀成興隆之氣運。觀之先人之事跡。昭示如實。今日國民。亦承此傳統精神。今也非常之時。冀全國民。振起我博抗勇猛心。自奮自勵。克支難局。以述將來國運隆昌之基也。

現內閣政策不徹底
此議會暴露其無力

五日東京電。民政黨院內幹部總務松田源治氏談曰。本議會。我黨於政策本位。堂々奮鬪。齋藤內閣。一言以蔽之。政策不徹底。無力也。與國一致內閣之無力。如所聲言。眞強力之內閣。不可不用眞強力之政策。以爲基礎之政黨內閣。此議會政府之無力。想已印入國民之頭腦矣。

政友會以黨略本位
致延一匡救案成立

五日東京電。民政黨院內幹部總務松田源治氏談曰。今議會政府提案。固有不滿之點。然爲救濟非常時局計。一日所不可忽。盡力致其成立。乃政友會。以黨略本位。致使會期屢次延長。匡救案。成立遲延。所爲遺憾。議會小數我黨得勝。不妨斷言。我黨期今後益鞏除去。政黨政治健全發達。國家建設。斯爲重要也。

臺鮮米買上意在鮮米
臺灣不過名義而已
農相深諳臺米事情

查調米穀近五年間平均移出二百四十二萬石。每月平均二十萬石。囘糧長糧五年平均移出七十八萬石。一月平均六萬五千石。由臨記二十萬石中扣除之。不過十二萬五千石而已。此即臺灣米在來米之移出量。若能壓迫內地米。後輸出相同。調濟米對於內地米。非壓迫。乃調節也。又臺灣米米穀米增產之有無。內地頗有顧慮。然爲民消費米。至少一年須四百萬石之在來米。若臺米減少。故不得再增產也。倘多輸入外米。則可補在來米之不足。則臺灣米增產雖然外米之輸入。既已制限。自可抑制臺灣米之增產。不須顧慮。買上資金增額一億三千萬圓中。臺撥諸米議院。但協議會經決。亦不成立。政友留臺此點。成不失案之精神。足認其商路之根柢。去三日夜。德法委員。陸路委員。午前九時。乘飛行機赴上海云。

日本承認大起衝動
調查員報告書作成

東京消息。聯盟調查團各委員會爲結論修正云。張學良財務實國賓天津消息。陸軍省接電。張學良。乘聯盟調查員赴瀋。計畫攪亂論調。利於軍費金。或取之平津地方民。或仰給南京政府。最近金然窮迫。再難籌措。因歷代貨物出色者。潛納之本箱內。設法發賣。富於內所藏。一二云。

中外要電
貴衆兩院到兩法案

東京消息米穀法案。竝負債整理組合法案。兩院協議會結果。最後採決之時議長不得與。貴衆各十名委員中。出議長之貴族院。究少一名。兩案死活之標。提諸衆議院。但協議會經成立。或遇貴族院本會議否決。亦不成立。政友留案此點。成不失案之精神。足認其妥協。期以成立。結局如左。

一、米穀法。生產費之解釋。容政友會主張。其他衆貴族院修正。妥協成立。

二、負債整理組合法。貴族院。支持修正案共力政友會。當籌以外。一步不讓。原案難。妥協結局賞族院修正。再如衆議院修正。結局不成立

現內閣前途與政黨
名爲舉國一致內閣

而實不安政情。短期議會中。三調會期延長。足認其前路之根柢。去三日夜。德法委員。陸路委員。午前九時。乘飛行機赴上海云。

日本承認大起衝動
調查員報告書作成

東京消息。聯盟調查團各委員會爲結論修正云。張學良財務實國賓天津消息。陸軍省接電。張學良。乘聯盟調查員赴瀋。計畫攪亂論調。利於軍費金。或取之平津地方民。或仰給南京政府。最近金然窮迫。再難籌措。因歷代貨物出色者。潛納之本箱內。設法發賣。富於內所藏。一二云。

內地好天氣
烏米又落

八月末天。災期以來。內地殆無風雨。二百一十日既無事通過。而來八日白露十一日二百二十日兩大厄日。若再無事經過。則米四重溪。經東港道路而出潮州。在同地信。組積上休

總督巡視鵞鑾鼻後
車中談感想一端
就種畜及鐵道延長

中川總督。巡單期鵞鼻方面。四日在溪州線列車中。感想談片如左。

對糧變革。雖無感想。唯覺其雄大之風光。頗有南端氣分。且有無線電信所。人々皆應一展其地。途中墾丁有中央種畜場。改良牛畜。採取牛肉或賣肉。飼養役牛。爲重要事業。若木爲有適地。自要盛行飼育。似無適地。結局從資本爲牛之品質改良。鐵道延長至枋寮。同地方以石光見爲中心。抱擁廣漠農耕地。此于促進產業發達。亦自不少。因而鐵道亦有經營價値。又南進之事。固未易言。在臺灣與其南進。不若以東西連結爲先決問題。

總督通過
潮州屏東

總督于四日午前八時半發潮州。在同地信。組積上休憩。容政友會主張。其他衆貴族院修正。妥協成立。

二、負債整理組合法。貴族院。支持修正案共力政友會。當籌以外。一步不讓。原案難。妥協結局賞族院修正。再如衆議院修正。結局不成立

現內閣前途與政黨
名爲舉國一致內閣

而實不安政情。短期議會中。三調會期延長。足認其前路之根柢。去三日夜。德法委員。陸路委員。午前九時。乘飛行機赴上海云。

日本承認大起衝動
調查員報告書作成

東京消息。聯盟調查團各委員會爲結論修正云。張學良財務實國賓天津消息。陸軍省接電。張學良。乘聯盟調查員赴瀋。計畫攪亂論調。利於軍費金。或取之平津地方民。或仰給南京政府。最近金然窮迫。再難籌措。因歷代貨物出色者。潛納之本箱內。設法發賣。富於內所藏。一二云。

中外要電
貴衆兩院到兩法案

東京消息米穀法案。竝負債整理組合法案。兩院協議會結果。最後採決之時議長不得與。貴衆各十名委員中。出議長之貴族院。究少一名。兩案死活之標。提諸衆議院。但協議會經成立。或遇貴族院本會議否決。亦不成立。政友留案此點。成不失案之精神。足認其妥協。期以成立。結局如左。

一、米穀法。生產費之解釋

臺灣日日新報

タンタンは風の妙藥

發賣元　信生堂藥房
代表者　大木合名會社
出張所　同支店

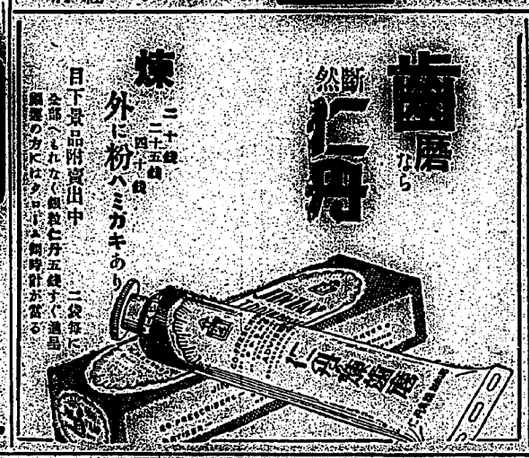

歯磨なら　断然仁丹

煉　二十錢　二十五錢　四十錢
外に粉ハミガキあり

目下景品附賣出中
全部（もれなく）御缶と分五錢すゝ進呈
二分有に
綺麗のカバは（クロム）御時計が當る

御愛用下さい
臺日の硬・軟各種野球用具
品質の優良及び價格の低廉に於いて必ず貴殿の御滿足を得御希望を遺憾なく滿じ得る事と信じます

臺北市榮町通り
臺日運動用品部
電話四八三・一九一六番

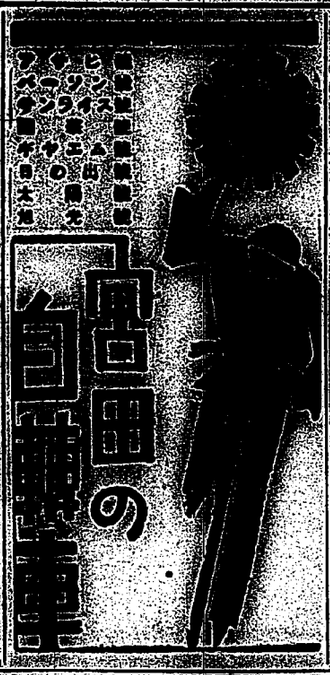

臺日の硬・軟各種野球用具

聯盟調査團の歸任を送る
リットン卿は五日上海より

（二）

聯盟調査團から獨逸より日本に日支紛爭問題の調査開たるリットン卿の一行は、所謂「後の先」をとりて歐洲の各地に赴くことなり、其の内滿洲に於ける三週間の調査を終へたる

枯梗の花咲く——（植物園にて）

第二の西島事件か

スラバヤ監獄から 本島人がSOS

放火嫌疑で收容され 冤罪を領事へ訴ふ

【臺南電話】臺南州新豐郡二重埔庄出身、現住所同郡新豐街大字新豐一番地、農業、陳警師（三十）は、昨年十月中旬、

ラヂオ・ホール

今日の番組

―J・F・A・K―

九月六日（火）

午前の部

【六・〇〇】朝の挨拶▽ラヂオ體操▽今日のお天氣のお知らせ、臺北測候所發表

【八・〇〇】全國各地通報（第一）

【九・三〇】家庭百科問答▽講育ニュースにある家事萬能とは何か云ふのですか

【一〇・〇〇】家庭料理獻立▽豚の角煮▽醋飯饅頭

【一一・〇〇】相場小發表、臺北市場發表、臺南市場發表

【一二・五九】正午の時報▽氣象通報（臺北のみ）臺北測候所發表

午後の部

【〇・〇〇】放送局編輯ニュース

【〇・一〇】蓄音機音樂時間（レコード演奏）ジャズ・イブニング・グッデイ樂團三、紅い薔薇四、アレグラメント・ダンス・ベラ・ダンス・オーケストラの歌、ハーナバス・フオンスペイン風のダホ

兩院を通過した 米穀法改正案

改正要旨と臺灣關係

昭和七年九月六日

政府は米穀の需給を調節し米價の安定を圖る爲め米穀法の一部を改正する法律案を第六十議會に提出したが衆議院に於ては審議未了となつたので更に第六十一議會に提出したところ兩院を通過したので改正法律は本年十月一日から施行されることになつた

改正の要旨は

一、政府は米穀の需給を調節し米價の安定を圖る爲め必要ありと認むる場合に於て必要の限度に於て米穀を買入れ賣渡し又は加工貯藏を爲すことを得

二、政府は前項の場合に於ける買入れ又は賣渡しの價格は時價に準據して之を定む

三、政府は前項の買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の保管を爲さしむることを得

四、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を制限し又は禁止せしむることを得

五、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

六、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

七、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

八、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

九、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

十、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

十一、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

十二、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

十三、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

十四、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

十五、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

十六、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

十七、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

十八、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

十九、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

二十、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

二十一、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

二十二、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

二十三、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

二十四、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

二十五、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

二十六、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

二十七、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

二十八、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

二十九、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

三十、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

三十一、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

三十二、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

三十三、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

三十四、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

三十五、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

三十六、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

三十七、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

三十八、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

三十九、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

四十、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

四十一、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

四十二、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

四十三、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

四十四、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

四十五、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

四十六、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

四十七、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

四十八、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

四十九、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

五十、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

五十一、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

五十二、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

五十三、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

五十四、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

五十五、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

五十六、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

五十七、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

五十八、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

五十九、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

六十、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

六十一、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

六十二、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

六十三、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

六十四、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

六十五、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

六十六、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

六十七、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

六十八、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

六十九、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

七十、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

七十一、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

七十二、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

七十三、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

七十四、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

七十五、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

七十六、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

七十七、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

七十八、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

七十九、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

八十、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

八十一、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

八十二、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

八十三、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

八十四、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

八十五、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

八十六、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

八十七、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

八十八、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

八十九、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

九十、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

九十一、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

九十二、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

九十三、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

九十四、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

九十五、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

九十六、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

九十七、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

九十八、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

九十九、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百一、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百二、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百三、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百四、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百五、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百六、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百七、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百八、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百九、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百十、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百十一、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百十二、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百十三、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百十四、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百十五、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百十六、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百十七、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百十八、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百十九、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百二十、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百二十一、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百二十二、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百二十三、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百二十四、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百二十五、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百二十六、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百二十七、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百二十八、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百二十九、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百三十、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百三十一、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百三十二、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百三十三、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百三十四、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百三十五、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百三十六、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百三十七、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百三十八、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百三十九、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百四十、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百四十一、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百四十二、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百四十三、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百四十四、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百四十五、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百四十六、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百四十七、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百四十八、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百四十九、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百五十、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百五十一、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百五十二、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百五十三、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百五十四、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百五十五、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百五十六、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百五十七、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百五十八、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百五十九、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百六十、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百六十一、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百六十二、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百六十三、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百六十四、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百六十五、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百六十六、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百六十七、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百六十八、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百六十九、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百七十、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百七十一、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百七十二、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百七十三、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百七十四、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百七十五、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百七十六、政府は第一項の規定に依る買入又は賣渡しを爲すに當り必要ありと認むる場合に於ては米穀の生産者又は販賣業者をして政府の指定する者に對し米穀の移入又は移出を命ずることを得

百七十

婦人と家庭

遊び乍ら知能を啓發
遊びは子供の全生命

母親は子供達のよい遊び相手でありたい

島津治子

大なる務でなくて何であらう。偉人も聖賢もこの遊びを通じて成長したことを考へ、一緒に遊ぶ共に遊ぶ子供と會話に遊びの中にも一定の秩序を立てさせて、遊びながら規律を認はうやうに訓練しなければなりません。子供と遊ぶといふことは、ここに注意せねばならないことは、附和雷同子供をあたつらせることではないのです。子供と會話に遊ぶ一方、母としての威嚴さを忘れてはならないのです。ありまして、圓にも云つた如く一定の秩序によつて、子供と遊しむことは勿論肯定しどれほど效果があるかわかりません

然乍、主婦であるお母さんは、次から次へと家事に追はれてゐるでせうが、子供と共に遊ぶといふことは

家事以上

に重大な使命であることを忘れてはなりません。家の内をよく整理整頓をし、更として理想的な主婦でありても、子供と一緒に遊ぶといふことを心がけてゐることの少いのは、大に考へなければならぬことと思ひます。しかしその遊びの中にも一定の秩序を立てさせて、遊びながら規律を認はうやうに訓練しなければなりません。子供と遊ぶといふことは子供と親しくなることですが、ここに注意せねばならないことは、附和雷同子供をあたつらせることではないのです。子供と會話に遊ぶ一方、母としての威嚴さを忘れてはならないのです。ありまして、圓にも云つた如く一定の秩序によつて、子供と遊しむことは勿論肯定しどれほど效果があるかわかりません

身の上相談

相談相手もなく獨身に係る精神上の問題で身の上相談所へ訪ねて來る人の數は日に日に增すやうです。お答へは當分の間お休みします

夫の放埒で途方に暮れる

私は今年二十四歳の人妻で四人の子供があります。十六歳の時結婚の夫の弟と結婚いたしましたのですが四人もの子のある夫は家を外に遊び呆けて、友人の家と外出がかりしてゐては一時三時又は二、三日も歸らない時もあります。私は夫の放埒をとり外出させない樣にしてゐますが、然し夫は雨が降つても降らないでも毎夜出て行きます。私の考へでは外に女が出來てゐるのではないかと思ひます。四、五年前も其前の娘と關係があつて、其の女の娘夫になるとかで問題になつた事があります。又數度家出もしました。店にも金が入らず家へも歸らず家庭の事も顧みさせない樣な有樣で經濟は一時一圓になります

夫婦共稼の家庭で働く上に子供が出來ては

夫婦共稼の家庭で働く上に子供が出來てはとの記して相談に來る夫婦が多くありますが、一般的に申して地方の農民は勿論都會に於ても勞働者階級は働いてゐる人達で、殊に子供でも出來ると、それだけ餘計に働かなければ食つて行けないといふ樣な事になります。働く上に子供を預けるといふことは實に辛いことです。子供を預ける家庭は勿論、預けられる子供にとつても決して幸福とは申されません。子供は出來るだけ親の手許で育てるやうにしてやりたいものです。

産制相談所を訪れる
主婦達の眞劍な訴へ

笑へない話―深刻な世相の反映

不景氣による物價の騰貴によつて、新婚家庭を初めとして一般の生活の苦痛を訴ける人々に子供の數を制限するといふことは、一面から考へると、人口問題の上からも、又國家經濟の上からも、又個人の幸福の上からも、實に重大な問題であります。

恐慌時代―聞知れぬ不安、焦燥、生活苦の下にもがき苦しむ悲慘なる

久しく續く經濟生活の生活に苦しくなるばかりであるが、皮肉にもこの生活の苦痛を訴ける人々に子供

大なる務

でなくて何であらう。偉人も聖賢もこの遊びを通じて成長したことを考へ、一緒に遊ぶ共に遊ぶ子供と會話に遊びの中にも一定の秩序を立てさせて、遊びながら規律を認はうやうに訓練しなければなりません。子供と遊ぶといふことは子供と親しくなることですが、ここに注意せねばならないことは、附和雷同子供をあたつらせることではないのです。子供と會話に遊ぶ一方、母としての威嚴さを忘れてはならないのです。ありまして、圓にも云つた如く一定の秩序によつて、子供と遊しむことは勿論肯定しどれほど效果があるかわかりません

先づ勝負事をやめさせなさい

若いお母さんが四人のお子さんを相手に、こんな心配を書きされるのは本當にお氣の毒です。あなたが夫の嗜好をよく研究して、仕向けて夫婦の樂しみの一つとして碁を習はせるやうにしてやることは

奧樣方が

多いやうです。次に多いのは結婚してから一年位經つ間に一人で子供が出來てこれは上出來と喜ぶ方と

としては「これ以上子供は欲しくない」

と云ふので來る方です。

ブロ階級

の人達は碁に於ては皆となりましたが、これは不規則のため勝敗に用ふる時間の多さ、出來ないためにはなつて申し越して來る人もあります。

恐慌時代―聞知れぬ

不景氣による物價の騰貴によつて、新婚家庭を初めとして一般の生活の苦痛を訴ける人々に子供

大なる務

でなくて何であらう。偉人も聖賢もこの遊びを通じて成長したことを考へ、一緒に遊ぶ共に遊ぶ子供と會話に遊びの中にも一定の秩序を立てさせて、遊びながら規律を認はうやうに訓練しなければなりません。子供と遊ぶといふことは子供と親しくなることですが、ここに注意せねばならないことは、附和雷同子供をあたつらせることではないのです。子供と會話に遊ぶ一方、母としての威嚴さを忘れてはならないのです。ありまして、圓にも云つた如く一定の秩序によつて、子供と遊しむことは勿論肯定しどれほど效果があるかわかりません

先づ勝負事をやめさせなさい

若いお母さんが四人のお子さんを相手に、こんな心配を書きされるのは本當にお氣の毒です。あなたが夫の嗜好をよく研究して、仕向けて夫婦の樂しみの一つとして碁を習はせるやうにしてやることは

奧樣方が

多いやうです。次に多いのは結婚してから一年位經つ間に一人で子供が出來てこれは上出來と喜ぶ方と

としては「これ以上子供は欲しくない」

と云ふので來る方です。

ブロ階級

の人達は碁に於ては皆となりましたが、これは不規則のため勝敗に用ふる時間の多さ、出來ないためにはなつて申し越して來る人もあります

人物を中心に觀る
非常時日本と『英雄の貧困』

（NO3）

渡邊國弘

陸相荒木貞夫（二）

荒木を驅つてゐる人々の話によると荒木が非常に神經質で、神經質で非常に細かくて、部下の仕事がやりにくいと云つてゐる」といふ。荒木の神經質であることは、あの尖つた顏、尖つた聲でも明かであつた。彼の神經質は、彼の良心的であるといふよりも、寧ろ自己の地位を保つてゐるだが、彼の神經質は良心的である自己欺瞞がない。從つて他人を欺いて自ら滿足しようとするところは更にないのだ

×

彼が、自國に害をさせずに、すばやクと隣者の野望を挫き或程度の成功をたきつけるのも、この良心的な彼の神經質が――いはずにゐられないのだ。直木二十五は、彼と關係二回會見し「荒木貞夫論」を書き

新入選畫家二人

二科展

秋の上野の森を飾る第十九回二科會入選者の數十點の傑作が、その中でも一番人氣の的になつてゐるのは、新入選の岡鹿之助氏の「ポンポン山の見える風景」と、同じく新入選の小山敬三氏の「婦人像」の二點。岡氏は佛蘭西に滯在すること十年、今回の出品は人物に風景何れも在佛中の作品である。「婦人像」は女子美術出身の小島のぶさん

總督府圖案の『臺日大辭典』を繙く

T・S・R

ある。九州地方のそれよりかもつと酷いひどい方言である。この方言を標準語である東京の言葉に改めるといふことは、一朝一夕に出來る事ではあるが、内地人地方の方言が今日でも使用して居るに鑑みても明かなる如く、方言を全然廢止したり改正したりするのは至つて困難な事である。殊に方言の一般的に比べて、思想通して發生し、傳播され、そこで始めて統一的の言葉が生じて來る。從つて同一國内の言葉は一種類しかないのが常態である。然しては臺灣語は外國語のあるらか、否それは臺灣土内の一地方の方言であると認すべきで

人物を中心に觀る
非常時日本と『英雄の貧困』

（NO3）

渡邊國弘

陸相荒木貞夫（二）

荒木を驅つてゐる人々の話によると荒木が非常に神經質で、神經質で非常に細かくて、部下の仕事がやりにくいと云つてゐる」といふ。荒木の神經質であることは、あの尖つた顏、尖つた聲でも明かであつた。彼の神經質は、彼の良心的であるといふよりも、寧ろ自己の地位を保つてゐるだが、彼の神經質は良心的である自己欺瞞がない。從つて他人を欺いて自ら滿足しようとするところは更にないのだ

×

彼が、自國に害をさせずに、すばやクと隣者の野望を挫き或程度の成功をたきつけるのも、この良心的な彼の神經質が――いはずにゐられないのだ。直木二十五は、彼と關係二回會見し「荒木貞夫論」を書き

新入選畫家二人

二科展

秋の上野の森を飾る第十九回二科會入選者の數十點の傑作が、その中でも一番人氣の的になつてゐるのは、新入選の岡鹿之助氏の「ポンポン山の見える風景」と、同じく新入選の小山敬三氏の「婦人像」の二點。岡氏は佛蘭西に滯在すること十年、今回の出品は人物に風景何れも在佛中の作品である。「婦人像」は女子美術出身の小島のぶさん

總督府圖案の『臺日大辭典』を繙く

T・S・R

ある。九州地方のそれよりかもつと酷いひどい方言である。この方言を標準語である東京の言葉に改めるといふことは、一朝一夕に出來る事ではあるが、内地人地方の方言が今日でも使用して居るに鑑みても明かなる如く、方言を全然廢止したり改正したりするのは至つて困難な事である。殊に方言の一般的に比べて、思想通して發生し、傳播され、そこで始めて統一的の言葉が生じて來る。從つて同一國内の言葉は一種類しかないのが常態である。然しては臺灣語は外國語のあるらか、否それは臺灣土内の一地方の方言であると認すべきで

×

本島が帝國の版圖に入りてより玆に三十有六年、その間有志、學者の數多き諸國語がなされたと共に國語の普及策が組織的になされた、其の一事業として總督府では明治三十一年先づ日文小辭典なるものを刊行し、續いて同じく四十年に日華大辭典なるものを刊行して世の識者に歡迎され、次いで日文大辭典なるものを刊行しつつあつた、日文大辭典は實に日華辭典と共に片輪なき車の如きものである。この不備を補ふべく今回新たに

『日文大辭典』を編す

といふ盛手の發表があつた。そのまま荒木の發表だ。この發表が第一聲ノ門出作五。二年前と相つて不評判にも拘らず、がうがうたる非難の嵐の中に斷然「帝位決意」となつたものであらう。去る二月の六二議會に於て永井柳太郎氏の質問に對し、荒木は「國體明徴の聲明に基いて、皇道精神の上から云つても、軍人勅諭の參考の爲めにも、學校、軍隊では勅諭、或る人を國に召集する時には勅諭を下賜なき事の如きものである、この不備を補ふべく今回新たに

『日文大辭典』を編す

といふ盛手の發表があつた。そのまま荒木の發表だ。この發表が第一聲ノ門出作五。二年前と相つて不評判にも拘らず、がうがうたる非難の嵐の中に斷然「帝位決意」となつたものであらう。去る二月の六二議會に於て永井柳太郎氏の質問に對し、荒木は「國體明徴の聲明に基いて、皇道精神の上から云つても、軍人勅諭の參考の爲めにも、學校、軍隊では勅諭、或る人を國に召集する時には勅諭を下賜なき事の如きものである、この不備を補ふべく今回新たに

曙光

(96)

生方敏郎作

中野修二畫

和談（二）

春田と澄江は、食後しばしに入浴して出ると、二人のるない間に食器は片づけられ、その代りに座敷が設つてあつて、先に來た春田は客を相手に煙草をふかしてゐた。

「もう夏子さんは出ないで、明日を待つたらう。御夏子に會はないか」

春田は我に知らず、小聲をかう吐いた。

そこへ澄江が入つて來た。彼女はニコヨリして

「何か今御有つて？」

春田は夏子の事を話られて不快であつた上に、今の獨り言を聞かれたかと思つてハタとしたが、

「いや僕は何も云はなかつたよ。」

「さうを。聞かつた？私一生懸命聞いてゐましたのよ。」

「さうかい。迷惑で其人に惚つたよ。」

「あら、いやだ。私其人がやないわよ。」

とはいつたが、澄江はいかにも嬉しさうだつた。

澄江もこの時は前に起つたが、春田にぴつたり貼り付くやうに隣へ來て、寄りかかつて眺つたが、澄江は、さう見せても眺つてもるたかつたが、春田は寄りかかられると重いので、春田は寄りかかられると重いので、春田は寄りかかられると重いので

有吉駐支公使赴任

新任駐支公使有吉明氏は來る四日午前九時東京發列車で赴任の途についた、當日は東京驛にて左、有吉公使（右）夫人（送別の食卓を囲む（寫眞は東京驛にて左、有吉公使、右夫人）

栄養不良から幼兒がバタバタ死亡

八月以來既に二百餘名

岩手縣下山田町の悲慘な窮迫

【盛岡五日發電通信特電】岩手縣下閉伊郡山田町では八月以來五歳から三歳までの幼兒がバタ〳〵と死亡し本月五日までに二百二十名を越え大恐慌を呈してゐる、その原因は大部分が榮養不良からで中には二日に一度粥を啜り僅か一個の菜代も工面がつかず饑餓にさらされながら死の苦しみをなめてゐる子供を眼の前にどうすることも出來ず途方にくれてゐるものもあり不況農村の窮迫を物語つてゐる

十四時間かかつて金庫二百餘を破壊

シカゴ八人組の怪盜

【シカゴ四日發聯合】ギャングの都シカゴに又しても白晝大膽な強盜事件勃發し全市を震撼せしめてゐる、事件は三日の正晝日本時間午後零時頃シカゴ市内第三の電機會社が富豪ギャング團から金庫破壊の依頼を受けた、團員八名のギャング團は會社から金庫破壊に必要な器具を借り受けて會社に乗込み、金庫破壊に着手したが、金庫は二重扉になつてゐて容易に開かず、遂に十四時間を費して午後十時頃漸く扉を破つて内部に侵入、現金二百餘ドルを奪ひ去つたもので、犯人は八名とも覆面をしてゐたが、その中の一人は會社の技師長ウィリアム・ヒューズ（四五）であつたことが判明した、ヒューズは會社の金庫破壊の際、會社側の依頼で破壊作業の指揮をとつてゐたもので、犯人一味は同人の指揮の下に作業を進めたものである、シカゴ警察當局は全力を擧げて犯人の行方を捜査中である

歡呼渦巻く中を本庄將軍の凱旋

二萬餘の神戸市民雨に濡れ乍ら歡迎

【神戸五日發電通信特電】關東軍司令官本庄將軍は軍事參議官兼侍從武官として滿洲國の建國に參劃し、その功績顯著なるを以て滿洲國より勳一位功一級の最高勳章を贈られ、又日滿兩國間の親善關係增進に關し特命全權大使として滿洲國に駐在することとなつたので、その任命式を擧げるため、五日午前十時半神戸着の特別急行列車で神戸驛に到着した、折柄の雨を冒して二萬餘の市民は驛前廣場に集つて歡呼の聲を擧げ、將軍の姿が現はれると自動車に向つて萬歳を三唱し、旗の波の中を警官隊の先導で將軍の乗つた自動車は後部ドアーを開放したまゝ徐行し、將軍は帽を脱いで歡呼に應へつゝ、雨に濡れ乍ら歡迎の人波の中を縫ひ、午後二時宿舍に於ける歡迎會に臨んだ、將軍は十分餘遅れて宿舍に着いた

伯父の仇討と稱す

眞犯人の身代りに一四人

張宗昌暗殺事件の裏面

【青島五日發電通信特電】前直魯軍總司令張宗昌の暗殺事件は、その後一味の捜査が進められ、張の愛妾白俄女ナターシャ・ポポフ（二四）を初め、その情夫ロシア人ボリス・ヴィノグラドフ（二六）、ロシア人ニコライ・ヴィノグラドフ（二六）、ロシア人ニコライ・ヴィノグラドフ（二六）、ロシア人ニコライ

漢文臺灣日日新報

齋藤內閣連命已決
冬季議會必歸新內閣之手
各方面觀測一致

五日東京電。齋藤內閣。維持擧國一致內閣。然意外無力。此事於第二次臨時議會。暴露發現。此觀測政界各方面殆一致。查因擁多數之政友會。出以反齋藤內閣態度。牽制自黨出身閣僚。故三土鐵相。鳩山文相諸閣僚。遂無積極的支持內閣之自由。而臨時議會。翻弄局面。政友會幹部。現內閣。政友系閣僚亦失自由行動。齋藤內閣之危機。既迫在目前。而高橋藏相。因其健康關係。近既辭職。而他之政友系閣僚。亦必辭職。雖有民政黨支持。而齋藤內閣之運命已決。本冬季議會。定依新內閣之手擧行。各方面觀測一致云。

十二日間波瀾重疊
臨時議會閉院
五日在上院擧式

五日東京電。敕諭時局匡救非常時。三度延長會期。前後十三日間。銀重審議國務之第六十三臨時議會。已經開會五日。依皇室傳創令所定。於貴族院。枾閉院式。齋藤首相以下各閣僚。德川。秋田。近衛。松原兩院正副議長其他各議員。皆著禮裝或燕尾服。威儀堂正。午前九時半列立各院。十時五十分振鈴。各員入式場。十一時齋藤首相。穿海軍大將正裝。向正面玉座。最敬禮後。拜受後派官所捧。勅語書。於諸員最敬禮中拜勅。捧讀奏勅語。德川貴族院議長拜受退下。午前十一時五十八分。閉院式終了。

閉院式勅語

五日東京電。閉院式勅語如左。

勅語

股告貴族院及衆議院各員。股以本日。命帝國議會閉會。併嘉爾等勳績。克盡協賛任務之勞。

齋藤首相
及兩院議員
蒙賜茶菓

五日東京電。聖上陛下。因六十三議會終了。對齋藤首相。敕御飲勞。五日午前十一時。賜清酒一樽。香魚一盒。午後三時。齋藤首相以下。德川秋田兩院議長各議員。奉名。至宮中拜謝歷下。終在豐明殿。拜受茶菓。拜謝歷下。

本庄將軍
神戶上陸

五日神戶電。前關東軍司令官本庄中將。於事變勃發後一年有餘。克遂援護滿洲之帝國權益重任。五日午前八時。秋雨濛々中乘商船佩綏。神戶市民二萬餘擧手迎接。船既至和田岬地。開院總長宮御代理永田少將。陸相代理大谷少將。乘端船飾小艇。到本船敬歡迎辭。本船既至突堤。寺內第四師團長。白根兵庫縣知事。黑瀨神戶市長以下。陸續上甲板。

齋藤首相
及兩院議員
蒙賜茶菓

五日東京電。聖小陛下。因六十三議會終了。對齋藤首相。敕御飲勞。五日午前十一時。賜清酒一樽。香魚一盒。午後三時。齋藤首相以下。德川秋田兩院議長各議員。奉名。至宮中拜謝歷下。終在豐明殿。拜受茶菓。

本庄將軍
神戶上陸

五日神戶電。前關東軍司令官本庄中將。於事變勃發後一年有餘。克遂援護滿洲之帝國權益重任。五日午前八時。秋雨濛々中乘商船佩綏。神戶市民二萬餘擧手迎接。船既至和

政友會始終皆黨略
欲抹殺重要案
民政黨聲明

五日東京電。民政黨於四日議會終了後。發表左記聲明書。

眞偽整理組合法案。我黨贊成。政府案。政友會忽賭內容不整備之中央金庫法案。修正附加。加依當議之貢金調達條項。一衆欲使通過。衆議院。如此擧措。幸貴族院削除粗笨未成案。然政友會之頑迷兩院協議會。固持自說。遂不成立。政友會當此非常時。終始於黨略。欲抹殺此重要法案。我黨與國民輿論同其責任也。

國民同盟於六日
開立黨準備總會
十二月將擧行結黨式

五日東京電。國民同盟。六日午後三時。開代議士總會。附議立黨宣言。政綱。政策並黨則之件。九月中旬。正式欲樹旗印。全員總出。遊說全國。大體十二月將擧結黨式。

金價停頓
人家殆已賣盡
入實無幾

鳥內全慶。自客月初對英滬水破二十五弗以來。雖每兩壓跌陷至十圓。以上。然日銀之所。金買上價格。全不變裝。買賣亦無一定標準可惡。唯中摸索。容月下旬。日銀發表以八圓四十六錢買上。現時臺北金舖每兩以八十八圓買收而賣出。約九十圓。然人家欲賣者殘乎罄盡。當家雖萬六千四百十九甲。收穫五十一萬一千二百一石。大和町公設質舖。當時貸價格六百八十萬八千七十二圓。此額年同期。面積增二千二百九十四甲。收穫增七萬七千七百九十二石。價格增二百二十六萬四千八百八十七圓。就中蓬萊種增三千九百餘石。長糯減三千三百餘石。現臺南州農會所經營。多至二百萬斤。當局深感一般農民。能爲利用。再決定於新營郡後壁農業倉庫。增築四十坪。經以工費三千二百二十七圓。著手興工。豫定十二月末竣工云。

臺南州下早稻大增
後壁農倉增築費二千圓

臺南州下。本年早稻。已收穫總數。三萬六千四百十九甲。收穫總額。據當局調查。耕作面積三萬一千四百五十一甲。收穫額五十一萬六千六十四石。每甲平均收量十六石四斗八合。較之前年同期。耕作面積增六百四十二甲。收穫亦增十一萬九千三百八十七石。每甲增收三石五十二升三合。

高雄早米
實收發表

高雄州下。本年早米收穫額。據當局調查。耕作面積三萬一千四百五十一甲。收穫額五十一萬六千六十四石。每甲平均收量十六石四斗八合。較之前年同期。耕作面積增六百四十二甲。收穫亦增十一萬九千三百八十七石。每甲增收三石五十二升三合。

羅東懇話會
羅東郡守攜圖面訪州當局
爲濁水溪假橋存續
人家殆已賣盡
入實無幾

羅東懇話會。去三日午後六時半。在羅東公會堂。開座談會。是夜出席會員六十餘名。席定。由砂田守部。宣關西工會長。提出存續關陽自動車會社經營之濁水溪假橋問題。略謂。該橋現爲是羅東郡與宜蘭郡交通上之生命線。因入夏風雨期及漲期。限之關係。橋間短。既設日紙上有報若論濁水溪。年永久之假橋。因當局設計不充分。致清水組雖守期限。即七月末日決功。此回入夏風雨期。被當局命停止設工事。一面關設自動車會。社許可之。市上皆賛當停頓云。

金價停頓
人家殆已賣盡
入實無幾

鳥內全慶。自客月初對英滬水破二十五弗以來。雖每兩壓跌陷至十圓。以上。然日銀之所。金買上價格。全不變裝。買賣亦無一定標準可惡。暗中摸索。容月下旬。日銀發表以八圓四十六錢買上。現時臺北金舖每兩以八十八圓買收而賣出。約九十圓。然人家欲賣者殘乎罄盡。當家雖萬六千四百十九甲。收穫五十一萬一千二百一石。大和町公設質舖。當時貸價格六百八十萬八千七十二圓。此額年同期。面積增二千二百九十四甲。收穫增七萬七千七百九十二石。價格增二百二十六萬四千八百八十七圓。就中蓬萊種增三千九百餘石。長糯減三千三百餘石。現臺南州農會所經營。多至二百萬斤。當局深感一般農民。能爲利用。再決定於新營郡後壁農業倉庫。增築四十坪。經以工費三千二百二十七圓。著手興工。豫定十二月末竣工云。

臺南州下早稻大增
後壁農倉增築費二千圓

臺南州下。本年早稻。已收穫總數。三萬六千四百十九甲。收穫總額。據當局調查。耕作面積三萬一千四百五十一甲。收穫額五十一萬六千六十四石。每甲平均收量十六石四斗八合。較之前年同期。耕作面積增六百四十二甲。收穫亦增十一萬九千三百八十七石。每甲增收三石五十二升三合。

高雄早米
實收發表

高雄州下。本年早米收穫額。據當局調查。耕作面積三萬一千四百五十一甲。收穫額五十一萬六千六十四石。每甲平均收量十六石四斗八合。較之前年同期。耕作面積增六百四十二甲。收穫亦增十一萬九千三百八十七石。每甲增收三石五十二升三合。

社會事業協會
補助團體
支給二千圓

臺灣社會事業協會。對成績優秀團體。決定補助事業費之二部。此次對嘉義婦人會八百圓。北門郡北門庄砂目治夜會八百圓（各爲建築關係費用）。竝鹽水街方面委員。助成會六百圓（乙食收容所建築費）。計支給二千圓。者番經臺南州。各提出請書。

青草湖一家四人
共啖孵卵中毒
起腹痛吐瀉不止

新竹郡香山庄青草湖人黃屯盞之妻林氏秀。去二日旁午。使用米出舂之孵卵五顆。養爲午餐之用。未幾罹夫婦。竝長男次男。一家四人。盞起腹痛。吐瀉不息。乃託隣人。至新竹市延醫到家救急。始得無事。

自動車轢倒幼女
左肋骨折斷二枝

本源庭園。定靜堂。希望各社聆友出席。但爲準備便宜上。新先向板橋街大觀書社簽收辦氏處報名云。

寄客席船漂流物
拾得橫領被發覺

北署洛田。陳培甲。兩刑事。正緝查餘罪云。

家宅搜索

臺北州江崎高等係長。及旧代搜查部長。於去三日夜。到織東郡警察課。歷四日午前六時。與鈴木高等刑事。及私服巡查。分作五班。一齊向某方面開始家宅搜索。內容未明。

崇文社議秋祭

彰化崇文社。於去二日午後二時。邀集幹部役議秋祭所開事項。議決照依例年中秋日午前七時。即陽曆九月十五日致祭文衡聖帝文昌帝君倉頡沮誦聖人像。

自動車轢倒幼女
左肋骨折斷二枝

本源庭園。定靜堂。希望各社聆友出席。但爲準備便宜上。新先向板橋街大觀書社簽收辦氏處報名云。

寄客席船漂流物
拾得橫領被發覺

北署洛田。陳培甲。兩刑事。正緝查餘罪云。

家宅搜索

臺北州江崎高等係長。及旧代搜查部長。於去三日夜。到織東郡警察課。歷四日午前六時。與鈴木高等刑事。及私服巡查。分作五班。一齊向某方面開始家宅搜索。內容未明。

青草湖一家四人
共啖孵卵中毒
起腹痛吐瀉不止

新竹郡香山庄青草湖人黃屯盞之妻林氏秀。去二日旁午。使用米出舂之孵卵五顆。養爲午餐之用。未幾罹夫婦。竝長男次男。一家四人。盞起腹痛。吐瀉不息。乃託隣人。至新竹市延醫到家救急。始得無事。

暗殺張宗昌
果係學良陰謀

五日東京電。某所著電。濟南訊頃。張宗昌被暗殺事件。果出於學良之陰謀。事已證次明瞭。各方面一大振動。日下判明如左。

一、張宗昌對於學良。告以陰鄉。然不通知日時。濟北北平。直至濟南。學良依天津幹偏避長報告。知彼到著。斷爲彼之謀殺。遂兩腹臣。決行暗殺者。又此事報告於蔣介石氏。蔣對韓復榘。發張宗昌逮捕令。使韓不能救張宗昌。犯人見張之死期已到大聲謂我伯父鄧金聲。被張宗昌所殺。殺此不共戴天之敵。竟布何尤。而韓照學良所指示。逸罰四人二人。以爲身代。犯人潛逃北平。犯人受學良五萬元。

擊鉢會況
次期訂十七日
兼觀月會改組

臺北同聲聯吟會。此次由蔡敦輝氏獨自辦理。日期訂來十一日。日曜日。午後正一時。會場假板橋林人士之輿論何如。次本乡剛氏答。關于存置談橋。余表贊成。但該款願寄。豫託鄙置由。余認爲經常次大津記者。關西水漲假橋問題。既登日紙上有報若論濁水溪。年永久之假橋。又此事報告於蔣介石氏。蔣對韓復榘。發張宗昌逮捕令。使韓不能救張宗昌。犯人見張之死期已到大聲謂我伯父鄧金聲。被張宗昌所殺。殺此不共戴天之敵。竟布何尤。而韓照學良所指示。逸罰四人二人。以爲身代。犯人潛逃北平。犯人受學良五萬元。

暗殺張宗昌
果係學良陰謀

五日東京電。某所著電。濟南訊頃。張宗昌被暗殺事件。果出於學良之陰謀。事已證次明瞭。各方面一大振動。日下判明如左。

一、張宗昌對於學良。告以陰鄉。然不通知日時。濟北北平。直至濟南。學良依天津幹偏避長報告。知彼到著。斷爲彼之謀殺。遂兩腹臣。決行暗殺者。又此事報告於蔣介石氏。蔣對韓復榘。發張宗昌逮捕令。使韓不能救張宗昌。犯人見張之死期已到大聲謂我伯父鄧金聲。被張宗昌所殺。殺此不共戴天之敵。竟布何尤。而韓照學良所指示。逸罰四人二人。以爲身代。犯人潛逃北平。犯人受學良五萬元。

新港漁港
月末完成
籌開祝賀會

新港漁港工程。最近異常進步。按至本月末完成。同地官民。定訂來十月初旬。舉開完成祝賀會。而作成大饌案。大澤支廳長以下民間有志。更自二十九日起兩日間。于盞東廳白根兵庫縣知事。黑瀨神戶市長以下。陸續上甲板。

新港漁港
月末完成
籌開祝賀會

新港漁港工程。最近異常進步。按至本月末完成。同地官民。定訂來十月初旬。舉開完成祝賀會。而作成大饌案。大澤支廳長以下民間有志。更自二十九日起兩日間。于盞東廳白根兵庫縣知事。黑瀨神戶市長以下。陸續上甲板。

同聲聯吟會場
假板橋林庭園

臺北同聲聯吟會。此次由蔡敦輝氏獨自辦理。日期訂來十一日。日曜日。午後正一時。會場假板橋林人士之輿論何如。次本乡剛氏答。關于存置談橋。余表贊成。但該款願寄。豫託鄙置由。余認爲經常次大津記者。關西水漲假橋問題。既登日紙上有報若論濁水溪。年永久之假橋。因當局設計不充分。致清水組雖守期限。即七月末日決功。此回入夏風雨期。被當局命停止設工事。一面關設自動車會。社許可之。

搜索逃犯

竹東郡警察課。林庄劍某。日下七時。于基隆市高等小學校建築工場。苦力小屋。內。太平町五丁目五十九番地陳神送之同居人。許氏月蛮。三歲。適逝其間。欲避不及。竟轢倒之。被急療治。左肋骨折斷二枝。顏面負擦過傷。實運轉手。現正受北署古警部補之手取調云。

搜索逃犯

竹東郡警察課。林庄劍某。日下七時。于基隆市高等小學校建築工場。苦力小屋。內。太平町五丁目五十九番地陳神送之同居人。許氏月蛮。三歲。適逝其間。欲避不及。竟轢倒之。被急療治。左肋骨折斷二枝。顏面負擦過傷。實運轉手。現正受北署古警部補之手取調云。

殺人犯簡奇財
死刑執行

基隆市寶町一四苦力簡奇財。年二十七之殺人犯死刑事件。于五日午前九時。在臺北刑務所。經伊藤檢察官指揮。山屋高等法院。豫記立會之下。集行。其犯罪事實。昨年七月八日夜。在本源庭園。定靜堂。希望各社聆友出席。但爲準備便宜上。新先向板橋街大觀書社簽收辦氏處報名云。

屠殺豚數

瑞芳庄內。去八月中。肉豚屠殺頭數。遂至一千八十四頭。其屠殺料（屠畜稅及屠稅）。使用料（屠畜稅及屠稅）。徵收額三圓。計四千二百餘圓。翌月爲裂七月中元。故多屠殺云。

宜蘭警界異動

宜蘭警察課去一日發表。異動等。乃檢擧之到著。嚴查々究結果。判明彼拾得品。發還西場漂流箱一個。內有衣服類二十餘點。價格約六百圓。橫領不報。現

瑞芳
監查日程

瑞芳庄及選林庄組合。昭和七年度庄行政事務定期監查日程。訂自六日起至同九日。四日間。在該役場內執行。又貿收庄。十三日一日間。仝庄同來十五。十六日二日間。双溪庄同來十九。二十日二日間。平溪庄來十月四五日二日間。金山庄同來十日十一日二日間。萬里庄同來十二日十三日間。

屠殺豚數

瑞芳庄內。去八月中。肉豚屠殺頭數。遂至一千八十四頭。其屠殺料（屠畜稅及屠稅）。使用料（屠畜稅及屠稅）。徵收額三圓。計四千二百餘圓。翌月爲裂七月中元。故多屠殺云。

宜蘭
警界異動

宜蘭警察課去一日發表。異動等。乃檢擧之到著。嚴查々究結果。判明彼拾得品。發還西場漂流箱一個。內有衣服類二十餘點。價格約六百圓。橫領不報。現

捕傷害者

鶯溪庄劉厝。陳瓦波。宣關懷元兩

嘯殺張宗昌
果係學良陰謀

五日東京電。某所著電。濟南訊頃。張宗昌被暗殺事件。果出於學良之陰謀。事已證次明瞭。各方面一大振動。日下判明如左。

一、張宗昌對於學良。告以陰鄉。然不通知日時。濟北北平。直至濟南。學良依天津幹偏避長報告。知彼到著。斷爲彼之謀殺。遂兩腹臣。決行暗殺者。又此事報告於蔣介石氏。蔣對韓復榘。發張宗昌逮捕令。使韓不能救張宗昌。犯人見張之死期已到大聲謂我伯父鄧金聲。被張宗昌所殺。殺此不共戴天之敵。竟布何尤。而韓照學良所指示。逸罰四人二人。以爲身代。犯人潛逃北平。犯人受學良五萬元。

擊鉢會況
次期訂十七日
兼觀月會改組

臺北同聲聯吟會。此次由蔡敦輝氏獨自辦理。日期訂來十一日。日曜日。午後正一時。會場假板橋林人士之輿論何如。次本乡剛氏答。關于存置談橋。余表贊成。但該款願寄。豫託鄙置由。余認爲經常次大津記者。關西水漲假橋問題。既登日紙上有報若論濁水溪。年永久之假橋。因當局設計不充分。致清水組雖守期限。即七月末日決功。此回入夏風雨期。被當局命停止設工事。一面關設自動車會。社許可之。

時評

○

議會告終。首相及政民兩黨首相藏相。健康有害。藏相尤有遺憾。政友出身閣僚。亦欲分袂而去。且政友會幹部。與政府不洽。豫期之政變之說。未可爲證。

○

政府當局。臺鮮米。謂重朝鮮。自是事實。蓋農相久官斯土。深諳情狀之故。然臺灣米。經此番威脅。終不可無戒心。

○

島內從來犯。暴力取締令。治安維持法。厥唯無類。細民尤遭魚肉。江子翠有見歐。入水溺死。慈不可不別嚴。

○

張漢卿君。總司令官故宮所藏國寶。以充軍費。而諸部曲。謀據華北。建獨立國。是實蓋有數名。張已與蔣其他向作提携。不容不徹底。

○

聯盟調查。國粹告瘉成。今天下事類。最有關係日華滿事。人有煩言。其他地方。多可指摘。如指名撲滅。陰與分肥。儼然市儈。無法統辦。奈何。

○

全島街庄長。及協議會員於現制度未改正之今日。欲得所謂。理想之人。固非易易。但拔擢新進。採用強有敎員。張已與蔣其他向作提携。

○

島內從來犯。暴力取締令。治安維持法。厥唯無類。細民尤遭魚肉。江子翠有見歐。入水溺死。慈不可不別嚴。

○

張漢卿君。總司令官故宮所藏國寶。以充軍費。而諸部曲。謀據華北。建獨立國。是實蓋有數名。張已與蔣其他向作提携。

○

聯盟調查。國粹告瘉成。今天下事類。最有關係日華滿事。人有煩言。其他地方。多可指摘。如指名撲滅。陰與分肥。儼然市儈。無法統辦。奈何。

○

街庄人札不正。如新營水島內從來犯。暴力取締令。治安維持法。厥唯無類。細民尤遭魚肉。江子翠有見歐。入水溺死。慈不可不別嚴。

○

政府當局。臺鮮米。謂重朝鮮。自是事實。蓋農相久官斯土。深諳情狀之故。然臺灣米。經此番威脅。終不可無戒心。

○

張漢卿君。總司令官故宮所藏國寶。以充軍費。而諸部曲。謀據華北。建獨立國。是實蓋有數名。張已與蔣其他向作提携。

○

聯盟調查。國粹告瘉成。今天下事類。最有關係日華滿事。人有煩言。其他地方。多可指摘。如指名撲滅。陰與分肥。儼然市儈。無法統辦。奈何。

○

街庄人札不正。如新營水島內從來犯。暴力取締令。治安維持法。厥唯無類。細民尤遭魚肉。江子翠有見歐。入水溺死。慈不可不別嚴。

奉獻法主聖公金牌
計百餘面不翼飛去
時價值千一百餘圓

盞北市太平町二丁目石牛辦。又基隆大同吟社員。約十二名。欲新加入云。

岡山畜組
議開肉豚比賽

岡山郡畜產組合聯合會。於去二日午後一時。假岡山郡役所。開肉豚比賽會。參加者。岡山。鳳山。一。三。四。五。六。七。八。九。十一。十二。十三。十四。十五。十六。十七。十八。二十。二十一。二十二。二十三。二十四。二十五。二十六。二十七。二十八。二十九。三十。三十一。三十二。三十三。三十四。三十五。三十六。三十七。三十八。三十九。四十。四十一。四十二。四十三。四十四。四十五。四十六。四十七。四十八。四十九。五十。五十一。五十二。五十三。五十四。五十五。五十六。五十七。五十八。五十九。六十。六十一。六十二。六十三。六十四。六十五。六十六。六十七。六十八。六十九。七十。七十一。七十二。七十三。七十四。七十五。七十六。七十七。七十八。七十九。八十。八十一。八十二。八十三。八十四。八十五。八十六。八十七。八十八。八十九。九十。九十一。九十二。九十三。九十四。九十五。九十六。九十七。九十八。九十九。百。百一。百二。百三。百四。百五。百六。百七。百八。百九。百十。百十一。百十二。百十三。百十四。百十五。百十六。百十七。百十八。百十九。百二十。百二十一。百二十二。百二十三。百二十四。百二十五。百二十六。百二十七。百二十八。百二十九。百三十。百三十一。百三十二。百三十三。百三十四。百三十五。百三十六。百三十七。百三十八。百三十九。百四十。百四十一。百四十二。百四十三。百四十四。百四十五。百四十六。百四十七。百四十八。百四十九。百五十。百五十一。百五十二。百五十三。百五十四。百五十五。百五十六。百五十七。百五十八。百五十九。百六十。百六十一。百六十二。百六十三。百六十四。百六十五。百六十六。百六十七。百六十八。百六十九。百七十。百七十一。百七十二。百七十三。百七十四。百七十五。百七十六。百七十七。百七十八。百七十九。百八十。百八十一。百八十二。百八十三。百八十四。百八十五。百八十六。百八十七。百八十八。百八十九。百九十。百九十一。百九十二。百九十三。百九十四。百九十五。百九十六。百九十七。百九十八。百九十九。二百。二百一。二百二。二百三。二百四。二百五。二百六。二百七。二百八。二百九。二百十。二百十一。二百十二。二百十三。二百十四。二百十五。二百十六。二百十七。二百十八。二百十九。二百二十。二百二十一。二百二十二。二百二十三。二百二十四。二百二十五。二百二十六。二百二十七。二百二十八。二百二十九。二百三十。二百三十一。二百三十二。二百三十三。二百三十四。二百三十五。二百三十六。二百三十七。二百三十八。二百三十九。二百四十。二百四十一。二百四十二。二百四十三。二百四十四。二百四十五。二百四十六。二百四十七。二百四十八。二百四十九。二百五十。二百五十一。二百五十二。二百五十三。二百五十四。二百五十五。二百五十六。二百五十七。二百五十八。二百五十九。二百六十。二百六十一。二百六十二。二百六十三。二百六十四。二百六十五。二百六十六。二百六十七。二百六十八。二百六十九。二百七十。二百七十一。二百七十二。二百七十三。二百七十四。二百七十五。二百七十六。二百七十七。二百七十八。二百七十九。二百八十。二百八十一。二百八十二。二百八十三。二百八十四。二百八十五。二百八十六。二百八十七。二百八十八。二百八十九。二百九十。二百九十一。二百九十二。二百九十三。二百九十四。二百九十五。二百九十六。二百九十七。二百九十八。二百九十九。三百。三百一。三百二。三百三。三百四。三百五。三百六。三百七。三百八。三百九。三百十。三百十一。三百十二。三百十三。三百十四。三百十五。三百十六。三百十七。三百十八。三百十九。三百二十。三百二十一。三百二十二。三百二十三。三百二十四。三百二十五。三百二十六。三百二十七。三百二十八。三百二十九。三百三十。三百三十一。三百三十二。三百三十三。三百三十四。三百三十五。三百三十六。三百三十七。三百三十八。三百三十九。三百四十。三百四十一。三百四十二。三百四十三。三百四十四。三百四十五。三百四十六。三百四十七。三百四十八。三百四十九。三百五十。三百五十一。三百五十二。三百五十三。三百五十四。三百五十五。三百五十六。三百五十七。三百五十八。三百五十九。三百六十。三百六十一。三百六十二。三百六十三。三百六十四。三百六十五。三百六十六。三百六十七。三百六十八。三百六十九。三百七十。三百七十一。三百七十二。三百七十三。三百七十四。三百七十五。三百七十六。三百七十七。三百七十八。三百七十九。三百八十。三百八十一。三百八十二。三百八十三。三百八十四。三百八十五。三百八十六。三百八十七。三百八十八。三百八十九。三百九十。三百九十一。三百九十二。三百九十三。三百九十四。三百九十五。三百九十六。三百九十七。三百九十八。三百九十九。四百。四百一。四百二。四百三。四百四。四百五。四百六。四百七。四百八。四百九。四百十。四百十一。四百十二。四百十三。四百十四。四百十五。四百十六。四百十七。四百十八。四百十九。四百二十。四百二十一。四百二十二。四百二十三。四百二十四。四百二十五。四百二十六。四百二十七。四百二十八。四百二十九。四百三十。四百三十一。四百三十二。四百三十三。四百三十四。四百三十五。四百三十六。四百三十七。四百三十八。四百三十九。四百四十。四百四十一。四百四十二。四百四十三。四百四十四。四百四十五。四百四十六。四百四十七。四百四十八。四百四十九。四百五十。四百五十一。四百五十二。四百五十三。四百五十四。四百五十五。四百五十六。四百五十七。四百五十八。四百五十九。四百六十。四百六十一。四百六十二。四百六十三。四百六十四。四百六十五。四百六十六。四百六十七。四百六十八。四百六十九。四百七十。四百七十一。四百七十二。四百七十三。四百七十四。四百七十五。四百七十六。四百七十七。四百七十八。四百七十九。四百八十。四百八十一。四百八十二。四百八十三。四百八十四。四百八十五。四百八十六。四百八十七。四百八十八。四百八十九。四百九十。四百九十一。四百九十二。四百九十三。四百九十四。四百九十五。四百九十六。四百九十七。四百九十八。四百九十九。五百。五百一。五百二。五百三。五百四。五百五。五百六。五百七。五百八。五百九。五百十。五百十一。五百十二。五百十三。五百十四。五百十五。五百十六。五百十七。五百十八。五百十九。五百二十。五百二十一。五百二十二。五百二十三。五百二十四。五百二十五。五百二十六。五百二十七。五百二十八。五百二十九。五百三十。五百三十一。五百三十二。五百三十三。五百三十四。五百三十五。五百三十六。五百三十七。五百三十八。五百三十九。五百四十。五百四十一。五百四十二。五百四十三。五百四十四。五百四十五。五百四十六。五百四十七。五百四十八。五百四十九。五百五十。五百五十一。五百五十二。五百五十三。五百五十四。五百五十五。五百五十六。五百五十七。五百五十八。五百五十九。五百六十。五百六十一。五百六十二。五百六十三。五百六十四。五百六十五。五百六十六。五百六十七。五百六十八。五百六十九。五百七十。五百七十一。五百七十二。五百七十三。五百七十四。五百七十五。五百七十六。五百七十七。五百七十八。五百七十九。五百八十。五百八十一。五百八十二。五百八十三。五百八十四。五百八十五。五百八十六。五百八十七。五百八十八。五百八十九。五百九十。五百九十一。五百九十二。五百九十三。五百九十四。五百九十五。五百九十六。五百九十七。五百九十八。五百九十九。六百。六百一。六百二。六百三。六百四。六百五。六百六。六百七。六百八。六百九。六百十。六百十一。六百十二。六百十三。六百十四。六百十五。六百十六。六百十七。六百十八。六百十九。六百二十。六百二十一。六百二十二。六百二十三。六百二十四。六百二十五。六百二十六。六百二十七。六百二十八。六百二十九。六百三十。六百三十一。六百三十二。六百三十三。六百三十四。六百三十五。六百三十六。六百三十七。六百三十八。六百三十九。六百四十。六百四十一。六百四十二。六百四十三。六百四十四。六百四十五。六百四十六。六百四十七。六百四十八。六百四十九。六百五十。六百五十一。六百五十二。六百五十三。六百五十四。六百五十五。六百五十六。六百五十七。六百五十八。六百五十九。六百六十。六百六十一。六百六十二。六百六十三。六百六十四。六百六十五。六百六十六。六百六十七。六百六十八。六百六十九。六百七十。六百七十一。六百七十二。六百七十三。六百七十四。六百七十五。六百七十六。六百七十七。六百七十八。六百七十九。六百八十。六百八十一。六百八十二。六百八十三。六百八十四。六百八十五。六百八十六。六百八十七。六百八十八。六百八十九。六百九十。六百九十一。六百九十二。六百九十三。六百九十四。六百九十五。六百九十六。六百九十七。六百九十八。六百九十九。七百。七百一。七百二。七百三。七百四。七百五。七百六。七百七。七百八。七百九。七百十。七百十一。七百十二。七百十三。七百十四。七百十五。七百十六。七百十七。七百十八。七百十九。七百二十。七百二十一。七百二十二。七百二十三。七百二十四。七百二十五。七百二十六。七百二十七。七百二十八。七百二十九。七百三十。七百三十一。七百三十二。七百三十三。七百三十四。七百三十五。七百三十六。七百三十七。七百三十八。七百三十九。七百四十。七百四十一。七百四十二。七百四十三。七百四十四。七百四十五。七百四十六。七百四十七。七百四十八。七百四十九。七百五十。七百五十一。七百五十二。七百五十三。七百五十四。七百五十五。七百五十六。七百五十七。七百五十八。七百五十九。七百六十。七百六十一。七百六十二。七百六十三。七百六十四。七百六十五。七百六十六。七百六十七。七百六十八。七百六十九。七百七十。七百七十一。七百七十二。七百七十三。七百七十四。七百七十五。七百七十六。七百七十七。七百七十八。七百七十九。七百八十。七百八十一。七百八十二。七百八十三。七百八十四。七百八十五。七百八十六。七百八十七。七百八十八。七百八十九。七百九十。七百九十一。七百九十二。七百九十三。七百九十四。七百九十五。七百九十六。七百九十七。七百九十八。七百九十九。八百。八百一。八百二。八百三。八百四。八百五。八百六。八百七。八百八。八百九。八百十。八百十一。八百十二。八百十三。八百十四。八百十五。八百十六。八百十七。八百十八。八百十九。八百二十。八百二十一。八百二十二。八百二十三。八百二十四。八百二十五。八百二十六。八百二十七。八百二十八。八百二十九。八百三十。八百三十一。八百三十二。八百三十三。八百三十四。八百三十五。八百三十六。八百三十七。八百三十八。八百三十九。八百四十。八百四十一。八百四十二。八百四十三。八百四十四。八百四十五。八百四十六。八百四十七。八百四十八。八百四十九。八百五十。八百五十一。八百五十二。八百五十三。八百五十四。八百五十五。八百五十六。八百五十七。八百五十八。八百五十九。八百六十。八百六十一。八百六十二。八百六十三。八百六十四。八百六十五。八百六十六。八百六十七。八百六十八。八百六十九。八百七十。八百七十一。八百七十二。八百七十三。八百七十四。八百七十五。八百七十六。八百七十七。八百七十八。八百七十九。八百八十。八百八十一。八百八十二。八百八十三。八百八十四。八百八十五。八百八十六。八百八十七。八百八十八。八百八十九。八百九十。八百九十一。八百九十二。八百九十三。八百九十四。八百九十五。八百九十六。八百九十七。八百九十八。八百九十九。九百。九百一。九百二。九百三。九百四。九百五。九百六。九百七。九百八。九百九。九百十。九百十一。九百十二。九百十三。九百十四。九百十五。九百十六。九百十七。九百十八。九百十九。九百二十。九百二十一。九百二十二。九百二十三。九百二十四。九百二十五。九百二十六。九百二十七。九百二十八。九百二十九。九百三十。九百三十一。九百三十二。九百三十三。九百三十四。九百三十五。九百三十六。九百三十七。九百三十八。九百三十九。九百四十。九百四十一。九百四十二。九百四十三。九百四十四。九百四十五。九百四十六。九百四十七。九百四十八。九百四十九。九百五十。九百五十一。九百五十二。九百五十三。九百五十四。九百五十五。九百五十六。九百五十七。九百五十八。九百五十九。九百六十。九百六十一。九百六十二。九百六十三。九百六十四。九百六十五。九百六十六。九百六十七。九百六十八。九百六十九。九百七十。九百七十一。九百七十二。九百七十三。九百七十四。九百七十五。九百七十六。九百七十七。九百七十八。九百七十九。九百八十。九百八十一。九百八十二。九百八十三。九百八十四。九百八十五。九百八十六。九百八十七。九百八十八。九百八十九。九百九十。九百九十一。九百九十二。九百九十三。九百九十四。九百九十五。九百九十六。九百九十七。九百九十八。九百九十九。一千。一千一。一千二。一千三。一千四。一千五。一千六。一千七。一千八。一千九。一千十。一千十一。一千十二。一千十三。一千十四。一千十五。一千十六。一千十七。一千十八。一千十九。一千二十。一千二十一。一千二十二。一千二十三。一千二十四。一千二十五。一千二十六。一千二十七。一千二十八。一千二十九。一千三十。一千三十一。一千三十二。一千三十三。一千三十四。一千三十五。一千三十六。一千三十七。一千三十八。一千三十九。一千四十。一千四十一。一千四十二。一千四十三。一千四十四。一千四十五。一千四十六。一千四十七。一千四十八。一千四十九。一千五十。一千五十一。一千五十二。一千五十三。一千五十四。一千五十五。一千五十六。一千五十七。一千五十八。一千五十九。一千六十。一千六十一。一千六十二。一千六十三。一千六十四。一千六十五。一千六十六。一千六十七。一千六十八。一千六十九。一千七十。一千七十一。一千七十二。一千七十三。一千七十四。一千七十五。一千七十六。一千七十七。一千七十八。一千七十九。一千八十。一千八十一。一千八十二。一千八十三。一千八十四。一千八十五。一千八十六。一千八十七。一千八十八。一千八十九。一千九十。一千九十一。一千九十二。一千九十三。一千九十四。一千九十五。一千九十六。一千九十七。一千九十八。一千九十九。二千。二千一。二千二。二千三。二千四。二千五。二千六。二千七。二千八。二千九。二千十。二千十一。二千十二。二千十三。二千十四。二千十五。二千十六。二千十七。二千十八。二千十九。二千二十。二千二十一。二千二十二。二千二十三。二千二十四。二千二十五。二千二十六。二千二十七。二千二十八。二千二十九。二千三十。二千三十一。二千三十二。二千三十三。二千三十四。二千三十五。二千三十六。二千三十七。二千三十八。二千三十九。二千四十。二千四十一。二千四十二。二千四十三。二千四十四。二千四十五。二千四十六。二千四十七。二千四十八。二千四十九。二千五十。二千五十一。二千五十二。二千五十三。二千五十四。二千五十五。二千五十六。二千五十七。二千五十八。二千五十九。二千六十。二千六十一。二千六十二。二千六十三。二千六十四。二千六十五。二千六十六。二千六十七。二千六十八。二千六十九。二千七十。二千七十一。二千七十二。二千七十三。二千七十四。二千七十五。二千七十六。二千七十七。二千七十八。二千七十九。二千八十。二千八十一。二千八十二。二千八十三。二千八十四。二千八十五。二千八十六。二千八十七。二千八十八。二千八十九。二千九十。二千九十一。二千九十二。二千九十三。二千九十四。二千九十五。二千九十六。二千九十七。二千九十八。二千九十九。三千。三千一。三千二。三千三。三千四。三千五。三千六。三千七。三千八。三千九。三千十。三千十一。三千十二。三千十三。三千十四。三千十五。三千十六。三千十七。三千十八。三千十九。三千二十。三千二十一。三千二十二。三千二十三。三千二十四。三千二十五。三千二十六。三千二十七。三千二十八。三千二十九。三千三十。三千三十一。三千三十二。三千三十三。三千三十四。三千三十五。三千三十六。三千三十七。三千三十八。三千三十九。三千四十。三千四十一。三千四十二。三千四十三。三千四十四。三千四十五。三千四十六。三千四十七。三千四十八。三千四十九。三千五十。三千五十一。三千五十二。三千五十三。三千五十四。三千五十五。三千五十六。三千五十七。三千五十八。三千五十九。三千六十。三千六十一。三千六十二。三千六十三。三千六十四。三千六十五。三千六十六。三千六十七。三千六十八。三千六十九。三千七十。三千七十一。三千七十二。三千七十三。三千七十四。三千七十五。三千七十六。三千七十七。三千七十八。三千七十九。三千八十。三千八十一。三千